

市外総合事業／市内単独総合事業 更新申請用

更新するサービス
第一号訪問事業（該当するものに○）
介護予防訪問型サービス ・ 介護予防生活支援サービス
第一号通所事業（該当するものに○）
介護予防通所型サービス ・ 介護予防運動機能向上デイサービス ・ 介護予防ミニデイサービス

申 請 書 類		チェック
1	指定（許可）更新申請書（別紙様式第三号（五））	
2	付表（事業ごとに異なります）	
3	従業者の勤務の体制及び勤務形態が分かるもの ※更新申請書類を提出する月の1か月分	
4	誓約書（総合事業）	

※ 旧介護予防相当サービスと、船橋市独自の緩和した基準によるサービスを同時に更新する場合は、1部で申請できます。

※ 船橋市内において併設する指定訪問介護、指定通所介護、指定地域密着型通所介護と総合事業の指定更新を併せて申請する場合は、船橋市ホームページ「指定の更新（訪問・通所系サービス）」をご確認ください。

※ 追加で資料を求める場合があります。